

議案第 87 号

亀山市産業振興条例の一部改正について

亀山市産業振興条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 11 月 25 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市産業振興条例の一部を改正する条例

亀山市産業振興条例（平成17年亀山市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「（公共事業によるものを除く。）を」を削る。

第3条第1項第2号を次のように改める。

（2）立地等に係る事業所が次のいずれかの地域内にあること。

ア 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の規定により作成された工場立地調査簿に記載の工場適地

イ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域

ウ 市長が特に適当であると認める地域

第3条第1項に次の2号を加える。

（3）投下固定資産総額が5億円（第1号ア及びウに該当する事業を営む中小企業者（次号において「製造業等中小企業者」という。）が行う増設又は移設にあつては1億円）以上であること。

（4）新規雇用者等の数が10人（製造業等中小企業者が行う新設にあつては5人、製造業等中小企業者が行う増設又は移設にあつては、当該増設又は移設後の事業所が操業を開始した日から起算して1年前の日の雇用者数）以上であること。

第3条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第6条第1項中「対して、」を「対し、奨励措置として次に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

（1）企業立地奨励金

（2）雇用促進奨励金

第6条第2項中「前項の規定による奨励金」を「前項第1号の企業立地奨励金」に改め、「交付は、」の次に「基準年度（」を、「開始した日」の次に「（以下「操業開始日」という。）」を、「年度」の次に「をいう。次項において同じ。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項第2号の雇用促進奨励金の交付は、基準年度の翌々年度に行うものとする。

第11条第1項第3号中「指定施設」を「操業開始日から10年以内に、指定施設」に改める。

附則第3項中「平成29年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

奨励金の種類	奨励金の額及び交付方法
企業立地奨励金	次に掲げるいずれかの額（1億円を限度とする。）を3年間交付する。 (1) 各年度における指定施設に係る固定資産税相当額の100分の50に相当する額 (2) 投下固定資産総額のうち土地取得価額相当額に100分の25を乗じて得た額の3分の1に相当する額
雇用促進奨励金	指定事業者が指定施設に係る立地等に伴って新たに雇用する者のうち、次に掲げる要件を満たす者の数に30万円を乗じて得た額（3千万円を限度とする。）を1回に限り交付する。 (1) 操業開始日以後1年を経過する日から規則で定める日まで継続して雇用する者であること。 (2) 操業開始日以後1年を経過する日から規

	則で定める日まで継続して市内に住所を有する者であること。
--	------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の亀山市産業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した奨励措置指定事業者の指定に係る奨励措置について適用し、同日前に申請を受理した者の指定に係る奨励措置については、なお従前の例による。